

博多港カーボンニュートラルポート形成推進協議会規約

(設置)

- 第1条 本協議会は、港湾法第50条の3第1項の規定に基づき設置する「港湾脱炭素化推進協議会」である。
- 2 本協議会は、博多港カーボンニュートラルポート形成推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

- 第2条 協議会は、博多港カーボンニュートラルポート形成計画・博多港港湾脱炭素化推進計画の策定に関し、具体的な取組みなどを検討、協議するとともに、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組みを関係団体等で連携し推進することを目的とする。

(組織)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる構成員等によって構成するものとする。
- ただし、事務局が必要と認めたときは、構成員等を追加することができる。

(協議会)

- 第4条 協議会は、事務局が必要に応じ招集する。
- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。また、協議に応じられないときは、あらかじめその旨を事務局に報告するものとする。
- 4 協議会は、事務局が議事の進行を行う。
- 5 事務局が必要と認めたときは、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。
- 6 協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(書面による会議)

- 第5条 協議会は、第4条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(情報公開)

- 第6条 協議会は、構成員等の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。
- 2 議事次第は、協議会終了後に公開する。
- 3 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議の上、事務局が行う。
- 4 議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第7条 構成員等及び第4条第5項の規定に基づき出席する者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配付資料及び、議事概要を除く。）を外部に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福岡市港湾空港局に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この規約は、令和4年7月12日から施行する。

この規約は、令和4年8月26日から施行する。

この規約は、令和5年1月24日から施行する。

この規約は、令和5年5月18日から施行する。

この規約は、令和5年8月17日から施行する。

この規約は、令和6年8月27日から施行する。

(別表) 博多港カーボンニュートラルポート形成推進協議会構成員等名簿

五十音順

	組織名
企 業 団 体	岩谷産業株式会社
	E N E O S 株式会社
	九州電力株式会社
	西部ガス株式会社
	株式会社商船三井
	商船三井テクノトレード株式会社
	株式会社新出光
	豊田通商株式会社
	日本郵船株式会社
	博多港運協会
	一般社団法人博多港振興協会
	博多港ふ頭株式会社
	福岡県倉庫協会
	公益社団法人福岡県トラック協会
	福岡地区旅客船協会
	三浦工業株式会社
	株式会社みずほ銀行
行政機関	九州運輸局
	九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所
オブザーバー	福岡市環境局
事務局	福岡市港湾空港局